

卸売市場法及び福岡市中央卸売市場業務条例に基づく公表

( 令和 2 年 7 月 1 日から適用 )

売買取引の方法及び決済の方法

項 目	内 容														
<p>売買取引の方法</p>	<p>・ 卸売業者が、市場において行う卸売は、次に掲げる方法・区分で、せり売若しくは入札の方法又は相対取引により行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="384 443 1348 902"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 443 643 490">物品</th> <th data-bbox="643 443 949 490">方法</th> <th data-bbox="949 443 1348 490">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 490 643 584">規則別表第 2 に掲げる物品</td> <td data-bbox="643 490 949 584">せり売又は入札の方法</td> <td data-bbox="949 490 1348 584"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 584 643 813" rowspan="2">規則別表第 3 に掲げる物品 (※)</td> <td data-bbox="643 584 949 719">せり売又は入札の方法</td> <td data-bbox="949 584 1348 719">毎日の卸売予定数量のうち市長が別に定める割合に相当する部分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 719 949 813">せり売若しくは入札の方法又は相対取引</td> <td data-bbox="949 719 1348 813">上記以外の部分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 813 643 902">規則別表第 4 に掲げる物品</td> <td data-bbox="643 813 949 902">せり売若しくは入札の方法又は相対取引</td> <td data-bbox="949 813 1348 902"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市場の入荷量が著しく減少した場合、又は需要が著しく増加した場合で、市長が指示したときはせり売又は入札の方法にすること。</p>	物品	方法	区分	規則別表第 2 に掲げる物品	せり売又は入札の方法		規則別表第 3 に掲げる物品 (※)	せり売又は入札の方法	毎日の卸売予定数量のうち市長が別に定める割合に相当する部分	せり売若しくは入札の方法又は相対取引	上記以外の部分	規則別表第 4 に掲げる物品	せり売若しくは入札の方法又は相対取引	
物品	方法	区分													
規則別表第 2 に掲げる物品	せり売又は入札の方法														
規則別表第 3 に掲げる物品 (※)	せり売又は入札の方法	毎日の卸売予定数量のうち市長が別に定める割合に相当する部分													
	せり売若しくは入札の方法又は相対取引	上記以外の部分													
規則別表第 4 に掲げる物品	せり売若しくは入札の方法又は相対取引														
<p>決済の方法</p>	<p><b>【卸売業者】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、卸売の翌日（特約がある場合はその期日）までに品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額、消費税額、委託手数料並びに委託者が負担する費用の項目及び金額並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を記載した売買仕切書及び売買仕切金を送付すること。</li> <li>卸売業者は、売買仕切書には 1 の事項を正確に記載すること。</li> <li>卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、物品の引渡しの日翌日（特約がある場合はその期日）までに代金を支払うこと。</li> <li>売買仕切金及び 3 の代金の支払いは、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかの方法によること。</li> </ol> <p><b>【仲卸業者、売買参加者その他の買受人】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>仲卸業者、売買参加者その他の買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日の翌日（代払機関と支払猶予の特約をしたときはその期日）までに代金を支払うこと。</li> <li>仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者と取り決めた支払期日及び支払方法に従って、売買代金を支払うこと。</li> <li>卸売業者は、1 の特約を結んだときは、書面を作成し、当該特約を結んでいる間、保存すること（内容を変更したときも同様）。</li> <li>仲卸業者は、卸売業者以外の者から仲卸の業務に係る物品を買い入れたときは、当該卸売業者以外の者と取り決めた支払期日及び支払方法に従って、買い入れた物品の代金を支払うこと。</li> <li>1・2・4 の代金の支払いは、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかの方法によること。</li> </ol>														